

学校法人福岡学園
福岡医療短期大学
機関別評価結果

平成 27 年 3 月 12 日
一般財団法人短期大学基準協会

福岡医療短期大学の概要

設置者	学校法人 福岡学園
理事長	水田 祥代
学 長	栢 豪洋
A L O	井上 勇介
開設年月日	平成 9 年 4 月 1 日
所在地	福岡県福岡市早良区田村二丁目 15 番 1 号

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
歯科衛生学科		80
保健福祉学科		40
	合計	120

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

専攻科	専攻	入学定員
専攻科	口腔保健衛生学専攻	20
	合計	20

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

福岡医療短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、平成 27 年 3 月 12 日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

平成 25 年 7 月 5 日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は第三者評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神は、「歯科衛生学、保健福祉学に関する専門の学術を教授研究し、教養と良識を備えた有能な歯科衛生士、介護福祉士を養成し、保健福祉に貢献するとともに、歯科衛生学、保健福祉学の進展に寄与する」と定められており、学則においてもその人材養成目的を明確化している。教育理念及び教育目的・目標は明確かつ具体的に示され、その周知と共有に努めるなど、教学活動の基本的理念は十分に確立されている。自己点検・評価委員会は、教育・研究、組織・運営及び施設・設備の状況について系統的な自己点検・評価を実施し、3 年ごとに自己点検・評価報告書を作成している。

教育課程は学位授与の方針を明確に示した上で、法令上の必要単位数を満たし、実践的専門教育を経て、病院や福祉施設の現場で専門職として活躍する人材の育成を期して体系的に編成されている。また、併設の六年制大学、医科歯科総合病院、介護老人福祉施設、介護老人保健施設をうまく活用し教育効果をあげている。社会的に認定されている資格だけでなく、学則に記述されている「口腔介護を実践できる歯科衛生士の養成」、「心身の状況に応じた介護と口腔ケアのできる介護福祉士の養成」を学位授与の方針や教育課程編成・実施の方針に反映させるとともに、独自の認定資格として「口腔介護推進歯科衛生士」、「口腔ケア支援介護福祉士」を制定しその育成を目指している。

1人の教員が4～10人の学生を担当してきめ細やかな生活指導を行う「助言教員制度」を導入している。学年担任と「助言教員」とが連携して学生指導を行っており、授業評価アンケートなどの結果を授業改善に反映させている。また、丁寧な指導による高い就職率など、教員の総力により、きめ細かい教育サービスが提供されている。

短期大学設置基準に定める教員数を充足しており、教育歴、研究業績など必要な資格・資質を有している。研究活動は全教員が科学研究費補助金を毎年申請するなど活発である。加えて、FD 活動も年間をとおして頻繁に研修会等が実施され、活発な状況が認められる。事務組織は、組織規程等により責任体制が明確になっている。平成

21年度より3か年にわたり延べ159件の事務改善等が行われた。特に「事務情報共有システム」の実現は大きな成果である。SD活動に関しては、「学校法人福岡学園職員研修体系」により様々な研修が実施されている。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を充足し、運動場、体育館を備えている。校舎の出入口のスロープ等を設置するなどの障がい者対応が行われている。防災対策は防火・防災管理規程により設備点検が実施され、自衛消防隊が編成されている。情報処理関連の授業でハードウェア・ソフトウェアの使用方法等の教授を行い、学習支援は、携帯電話を利用した掲示板システムや連絡システムを構築している。

財政面では、毎年度決算後向こう10年間の収支を推計し、将来の財政状況の把握に努め、中・長期的な展望を視野に入れ、財政計画を策定している。財務内容は学校法人、短期大学ともに健全性を維持しており、おおむね順調に推移している。

理事会は、私立学校法及び寄附行為に基づき学園運営全般の重要事項について決議している。理事長は、常任役員会、学園連絡協議会、短大運営会議において指導的役割を担っている。理事の選任は私立学校法及び寄附行為に基づき行われている。また私立学校法に基づき情報公開を行っている。教学活動については、学長のリーダーシップの下、教授会を中心として、各種委員会でも活発に協議され、円滑に運営されている。監事は、評議員会及び理事会に毎回出席して学園の運営全般に関する情報及び理事会の意思の把握に努め、監査結果を理事長以下常勤役員と学長に報告の上、意見を述べている。評議員会は、私立学校法及び寄附行為に基づいて理事の定数の2倍を超える人数で組織され適切に運営されている。なお、評価の過程で、決算及び事業の実績についての理事会と評議員会が同時開催になっているという問題が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は当該短期大学の継続的な教育の質保証に資するべく、法令順守の下、適切な学校法人運営が求められる。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマB 教育の効果]

- キャンパス内に併設大学及び医科歯科総合病院、介護老人保健施設、介護老人福祉施設を擁し、これらの施設での臨床・臨地実習を通じて、歯科衛生学科では「口

「口腔介護」を実践できる歯科衛生士の養成、保健福祉学科では介護予防や「口腔ケア」に対応できる介護福祉士の養成を目指しており、学校法人福岡学園の強みを生かした取り組みである。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 社会的に認定されている資格だけでなく、学則に記述されている「口腔介護を実践できる歯科衛生士の養成」、「心身の状況に応じた介護と口腔ケアのできる介護福祉士の養成」を学位授与の方針や教育課程編成・実施の方針に反映させるとともに、独自の認定資格として「口腔介護推進歯科衛生士」、「口腔ケア支援介護福祉士」を制定しその育成を目指している。

[テーマ B 学生支援]

- 歯科衛生学科では、習熟度の低い学生には補習実習を行い、全員が一定技術を獲得できるように支援している。また、「ピアサポート形式」を取り入れ 1 年生と 3 年生相互の学習成果向上を図るなど、学習成果獲得に向け積極的な学習支援を行っている。
- 学生の履修・卒業に関する指導は学年担当の教員が主導し、「助言教員」が指導する体制をとっている。成績不振や欠席過多の学生には、まずは学年担任が対処するが、改善がみられない場合は、留年や退学を未然に防ぐために早期に保護者の理解・協力を要請し連携して指導に当たっている。
- 文部科学省の教育事業が採択されるなど、活発な学生支援活動を行っている。特に平成 21 年度の大学教育・学生支援推進事業「就職支援推進プログラム」では優秀取組大学として選定されている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ A 人的資源]

- すべての教員が科学研究費補助金の申請を行っており、その成果として継続して獲得するなど教員の研究活動は活発である。研究に関する研修や抄読会が全学的に実施されている。研究室も確保され、併設大学や附属病院なども利用可能であり研究環境は整備されている。
- 学内 FD、併設大学の FD 講演会、外部講師による特別 FD 講演会、抄読会、科学研究費補助金の採択に向けてのテーマ決定や計画調書のブラッシュアップなど、年間をとおして頻繁かつ活発に FD 活動が実施され、教員の教育力・研究力向上に努めている。

(2) 向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準

の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- シラバスに記載されている成績評価の方法について、不十分な授業科目があるため改善が望まれる。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ A 理事長のリーダーシップ]

- 評価の過程で、決算及び事業の実績についての理事会と評議員会が同時開催となっているという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに対処し、その運営の改善に努めていることを確認した。今後は当該短期大学の継続的な教育の質保証に資するべく、理事会、評議員会、監事本来の機能を確認し、より一層学校法人運営の向上・充実に取り組まれない。

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神は、「歯科衛生学、保健福祉学に関する専門の学術を教授研究し、教養と良識を備えた有能な歯科衛生士、介護福祉士を養成し、保健福祉に貢献するとともに、歯科衛生学、保健福祉学の進展に寄与する」と定められており、学則においてもその人材養成目的を明確化している。建学の精神と教育の理念を周知するため、オリエンテーション、「学生の葉」、大学案内、入学試験要項、ウェブサイトへの掲載及び学生や来学者への掲示など、学内及び学外への周知と理解を図っている。

具体的な教育目的・目標は、入学者受け入れの方針、教育課程編成・実施の方針、学位授与の方針に示され、それらを踏まえた教育活動を展開している。

科目ごとの学習成果は、シラバスの「一般目標」と「行動目標」に具体的に明記し、適宜学生への周知を図っている。授業を通じて学生が修得した学習成果の測定については、小テスト、中間試験、定期試験、課題・レポート、実習等の技術技能試験などの定量化した尺度（データ）を用いている。

歯科衛生学科は歯科衛生士の国家試験の合格が前提となり、対象学生における学習成果の達成度は同試験の合否によって明確となり、その合格率は公表されている。保健福祉学科における「福祉住環境コーディネーター資格（2級、3級）」や「食の検定（食農 3級）」についても、検定の合否によって、学習成果の達成度は明確となっている。

アセスメントには、学生対象の「授業アンケート」、専門就職の前提となる国家資格取得状況による評価、インターンシップの受け入れ先の企業・職場からの評価、卒業生を対象とした卒業追跡アンケート調査、社会的・職業的自立に関する取り組み向上のための外部評価委員会による査定などが利用されている。

下半期終わり（3月）に、当該年度の事業計画に基づく取り組みの最終実施結果（最終教育実績）について情報集約し、学長と学科長を中心として「事業計画に基づく実施結果」と「事業報告書」を取りまとめ、機関レベルの学習成果の査定に活用している。

自己点検・評価委員会は、学生対象の「授業アンケート」を実施する授業点検評価担当教員と連携した包括的な学習成果の査定を行うとともに、教育・研究、組織・運営、施設・設備の状況についての系統的な自己点検・評価を実施し、3年ごとに自己点

検・評価報告書を作成している。自己点検・評価報告書は、教育の向上・充実のためのPDCAサイクルとして活用するとともに、情報公開の対象としている。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

両学科では、学位授与の方針を明文化し、それぞれに応じた学習成果を示している。卒業要件は法的基準を満たしており、取得できる資格を明示している。「口腔介護推進歯科衛生士」（歯科衛生学科）、「口腔ケア支援介護福祉士」（保健福祉学科）などの独自の認定資格も加味し、「高齢者や障がい者の『口腔介護』を実践できる」（歯科衛生学科）、「生活支援専門職としての自己管理能力やリーダーシップが発揮でき、他職種と協調・協働してチームケアとしての専門性を発揮することができる」（保健福祉学科）という学位授与の方針を具現化している。

教育課程編成・実施の方針は明確であり、授業科目は歯科衛生士学校養成所指定規則にのっとり体系的に編成されている。そして、これまでに5回の文部科学省の教育事業に選定されるなど、持続的な改善が図られており、「コミュニケーションスキル」や「キャリアデザイン」が授業科目として採用されている。保健福祉学科では、「専門発展科目」を設け、介護職でも実施が認められた一部の医療行為が学べる「医療的ケア技術」の修得を目指す科目を設置している。

さらに、「就業力育成セミナー」を導入し、卒業後自立した社会貢献が出来る人材育成を目指し積極的な取り組みが行われている。

教育課程は、適切な資格・業績の教員が担っており、FD 活動・研究活動ともに活発である。

シラバスについては、記載されている成績評価の方法について不十分な授業科目があるため、改善が望まれる。

入学者受け入れの方針は明確であり、募集要項にも明示されている。また、多様な入学試験を行っているが、そのすべてにおいて面接・小論文・書類審査を行うなど、入学者受け入れの方針を反映した方法がとられている。

学習成果は具体的で達成可能であり一定期間内で獲得できるものであり、職業人として役割を果たすことから実際的な価値があると同時に、卒業後の就職先にアンケート調査を行うことでその価値を確認している。

学習成果の獲得に向けて、教職員は組織的に支援を行っている。非常勤を含めすべての教員が授業評価の結果をフィードバックされ次年度の改善に役立てている。また、歯科衛生士の専任教員は「専任教員認定歯科衛生士」の資格取得を目指し、介護系教員は「介護教員講習会」を全員が受けている。

学生の学習・生活支援は、学年担当教員が教科に関する指導を、「助言教員」が生活・学習の指導をするという体制がとられ、成績不振者への対応などは保護者と連携しながら行っている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は教育課程編成・実施の方針に基づき、教員の専門性を生かして編成されており、短期大学設置基準に定める教員数、教授数も充足されている。教員の教育実績及び研究業績なども短期大学設置基準の規定を充足している。研究環境は整備されており、すべての教員が科学研究費補助金を継続して申請するなど教員の教育研究活動は活発である。FD 活動は、併設大学で実施される研修会も合わせて年間を通して頻繁に実施され、活発な状況が認められる。

事務組織は、組織規程等により責任体制が明確になっている。防災対策は防火・防災管理規程により設備点検が実施され、自衛消防隊が編成されている。平成 21 年より 3 か年にわたり延べ 159 件の事務改善等が行われた。特に事務局職員が情報を共有し、連携して作業が可能な情報基盤となる「事務情報共有システム」の実現は大きな成果である。

就業規程等を整備し、教職員に周知している。諸規程に基づいて、勤務状況を管理し、育児休業・介護休業を制度化している。「人事考課規程」等に基づき人事考課を実施し、「教員の任期に関する規程」により、人事考課を任期に反映させている。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を充足し、運動場、体育館を備えている。校舎の出入口のスロープ等を設置するなどの障がい者に対応している。必要な講義室、演習室、実験実習室、情報処理学習室を備え、機械器具等を設置し、蔵書等を保有している。

施設整備は、経理規程等に基づき、「第二次中期構想」による事業計画に沿って維持管理している。火災・地震対策は、防火・防災管理規程を整備し、消防設備の定期点検、消防訓練を実施している。システムのセキュリティ強化は、情報システム委員会と LAN 管理室が連携して対策を講じている。

情報処理関連の授業でハードウェア・ソフトウェアの使用方法等の教授を行い、携帯電話を利用した掲示板システムや連絡システムを構築している。情報技術の向上に関するトレーニングは、情報技術担当教員、情報システム委員会、LAN 管理室が協同して実施している。

資金収支は次年度繰越支払資金が増加し、帰属収支は収入超過である。借入金もなく、現在の現預金残高、特定資産等残高及び収支状況から良好である。

今後 10 年間の収支を推計し、中・長期的な展望を視野に入れ、明確な学生募集対策と学納金計画等に基づいた財政計画を策定している。充実した教育施設設備、専門職養成のための教育内容などを強みとし、介護職の処遇の低さなどを弱みとして、客観的な環境分析を行っている。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事会は、私立学校法及び寄附行為に基づき、理事長が招集し議長を務め、寄附行為変更、学則変更、予算・決算、事業計画、事業実績、事業報告書、教職員人事、諸規程改廃など学校法人の運営全般の重要事項について議決している。理事長は、常任役員会、学園連絡協議会及び短大運営会議において指導的役割を担っている。理事の

選任は私立学校法及び寄附行為に基づき行われている。決算及び事業の実績についての理事会と評議員会が同時開催となっていた点については、機関別評価結果の判定までに対処し、その運営の改善に努めていることを確認した。

学長は歯科医学に関する優れた学識を有し、歯周病学の発展に貢献してきた。併設大学の教授として、学部の教育研究、教学運営体制に貢献し、歯科医師国家試験合格率をトップクラスに押し上げた。学長は助言教員制度、学年担任制、国家試験対策、多様な学生に対する教育方法及び入学定員の確保の五項目の教育改革を推進し、強いリーダーシップを発揮した。教授会は学則及び教授会規程に基づき学長により招集され、教育研究運営全般に関する事項を審議し議決している。

監事は寄附行為に基づき選任され、法人の業務及び財産の状況を監査し、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。また、評議員会及び理事会に毎回出席して学園の運営全般に関する情報及び理事会の意思の把握に努め、監査結果を理事長以下常勤役員と大学長、短期大学長に報告のうえ意見を述べている。

評議員会は、私立学校法及び寄附行為に基づいて理事の定数の 2 倍を超える数で組織され適切に運営されている。予算、事業計画等の重要事項について、私立学校法の規定どおり、理事長はあらかじめ評議員会の意見を聞いている。

学校法人の中期構想を基に、財政の長期推計（10 年間）を勘案し、毎年度の事業計画及び予算基本方針を策定している。これを基に法人全体の予算案を作成し、最終的に理事会で決議される。法人の将来計画を基本として、事業計画に対応した予算の措置、周知が適正に行われている。

日常的な出納業務、計算書類作成、資産及び資金の管理と運用は学校法人会計基準、経理規程、固定資産及び物品管理規程及び資金運用規程に基づき行われている。財務情報及び教育情報については、ウェブサイト、広報誌で情報公開している。

選択的評価結果

本協会は、短期大学の個性を伸長させることを目的として、「教養教育の取り組み」、「職業教育の取り組み」、「地域貢献の取り組み」という三つの選択的評価基準を設けている。これらの三つの取り組みは4基準にも含まれているが、各短期大学の取り組みの特色がより鮮明になるよう、4基準とは別に設定した。

選択的評価は個々の短期大学の希望に応じて実施し、課外活動も含め、それぞれの独自性が一層発揮されるよう当該短期大学の取り組みの達成状況等について評価を行った。

職業教育の取り組みについて

総評

建学の精神及び教育理念には、職業教育の役割、機能、分担が明確に定められている。医療・福祉に関わる専門職の人材育成と教育研究が短期大学の役割として掲げられている。

この職業教育を理解してもらうために、将来の担い手となる高等学校生徒との接続にも傾注している。高等学校への模擬授業などの講師派遣実績は平成25年度で15回にのぼり、学内施設においても体験学習を実施している。

当該短期大学は、歯科衛生士を養成する歯科衛生学科と介護福祉士を養成する保健福祉学科の2学科を有しており、それぞれの強みを生かした特色ある職業教育の取り組みがなされている。すなわち、超高齢社会に求められる「要介護者の口腔ケア（口腔介護）」を実践できる歯科衛生士及び介護福祉士の育成を目的として、相互乗り入れ授業が平成12年より実施されている。そのためにキャンパス内に介護老人保健施設「サンシャインシティ」、介護老人福祉施設「サンシャインプラザ」を開設し、入所者に対する両学科合同の口腔ケア（口腔介護）実習が行われている。この取り組みは過去に「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」に選定されている。

これらの職業教育を実践していくうえで必要な臨床の知識及び技術の多くは、隣接する同一法人の福岡歯科大学医科歯科総合病院とそのスタッフ（臨床系教員と歯科衛生士）の臨床指導によって担保されており、教育実施体制は十分に整備されている。

また、学び直し場として、平成20年から3年間の文部科学省の補助事業「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」に選定されて実施された「歯科衛生士の口腔機能向上スキルアップ講座」を開講し、補助期間終了後も職能団体の後援を受けて継続実施されている。

これらの職業教育を担う教員の資質については歯科衛生士専任教員には全国歯科衛生士教育協議会が主催する専任教員講習会Ⅰ～Ⅵの受講、歯科医師教員は大学病院での専門診療科での診療、保健福祉学科教員は全国介護福祉士養成協議会主催の介護教員講習会の受講によって質の確保、向上を図っている。

職業の特性でもあるが、歯科衛生士も介護福祉士も国家資格であり、資格試験によ

って職業教育の効果の基礎部分は評価できる。

当該短期大学の特色が表れている取り組み

- 要介護者の口腔ケア（口腔介護）を実践できる歯科衛生士及び介護福祉士の育成を目的として、歯科衛生学科と保健福祉学科の相互乗り入れ授業を実施している。
- 学内に介護老人施設「サンシャインシティ」、「サンシャインプラザ」を開設し、教育の場として活用している。
- 学び直しの間として、平成 20 年からの文部科学省の補助事業「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」に選定されて開講した「歯科衛生士の口腔機能向上スキルアップ講座」を、補助期間終了後も職能団体の後援を受けて継続実施されている。